

令和2年6月1日

保護者各位

石狩市長 加藤 龍 幸

緊急事態措置解除後における特定教育・保育施設の登園について

日頃より教育・保育行政の推進につきましてご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

保護者の皆様におかれましては、長期にわたり、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い、ご家庭での保育等にご協力をいただいたことに感謝申し上げます。

さて、北海道における緊急事態措置が解除され、令和2年6月1日（月）より各施設においては、子どもの生活リズムの回復や健康面での負担を考慮した中で教育・保育活動を再開したところですが、北九州市の小学校では集団感染（クラスター）が発生しているほか、道内においても依然として、新規の新型コロナウイルス感染症発生している状況にあります。

これまでも各施設においては、新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいただいておりますが、保育現場の特性上感染リスクをゼロにすることは難しい状況にあることをご理解いただき、家庭での保育が可能な日の家庭保育等についてご協力をお願いいたします。

保護者の皆様には、お子様と保護者の皆様、園の職員をウイルス感染から守り、お子様の健やかな成長を育んでいくため引き続きご協力をお願い申し上げます。

記

1 家庭保育等について

- ・令和2年6月30日（火）までの期間、保護者などが家庭で子どもを監護できるなど可能な場合に家庭での保育にご協力をお願いします。
- ・保育が必要な方には、各施設で保育を行います。

2 保育料について

- ・本市の要請、同意により、保育施設等が休園となった場合及び保育施設等に登園しなかった場合について、日割り計算とします。

【問合せ】 石狩市保健福祉部子ども家庭課 TEL：0133-72-3197（直通）